病床の数以上となる場合は要件該当許可病床の数とし、要件該当許可病床の数未満となる場合は当該施設全体の最大使用病床の数（以下「要件該当最大使用病床の数」という。）とする。）として総務大臣が調査した数に、それぞれ同表の乗ずる額の欄に掲げる額を乗じ、これに同表の加える額の欄に掲げる額を加えて得た額の合算額

区分	病床の数	乗ずる額	加える額
一　その有する病床が主として一般病床等である病院のうち主として理学療法又は作業療法を行う病院（以下「リハビリテーション専門病院」という。）以外の病院及び当該病院の施設の全てが児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条に規定する児童福祉施設である病院以外の病院（以下「一般病院」という。）で次に掲げる条件を満たすもの イ　その有する病床（感染症病床を除く。）が一五〇床未満であること。 ロ　直近の国勢調査に基づく当該病院の半径五キロメートル以内の人口が三万人未満であること。	施設全体の最大使用病床の数	その有する病床（感染症病床を除く。）の数が一〇〇床未満である場合にあつては、七〇六、〇〇〇円、一〇〇床以上である場合にあつては、二、〇〇一四、〇〇〇円	その有する病床（感染症病床を除く。）の数が一〇〇床未満である場合にあつては、三〇、八一〇、〇〇〇円、一〇〇床以上である場合にあつては、〇円
二　この表中第一号に掲げる一般病院以外の一般病院で次に掲げる条件を満たすもの イ　その有する病床（感染症病床を除く。）が一五〇床未満であること。 ロ　直近の国勢調査に基づく当該病院の半径五キロメートル以内の人口が三万人未満であること。	施設全体の最大使用病床の数	その有する病床（感染症病床を除く。）の数が一〇〇床未満である場合にあつては、一、一三八、〇〇〇円、一〇〇床以上である場合にあつては、一、三四三、〇〇〇円	その有する病床（感染症病床を除く。）の数が一〇〇床未満である場合にあつては、二〇、五四〇、〇〇〇円、一〇〇床以上である場合にあつては、〇円

に、それぞれ同表の乗ずる額の欄に掲げる額を乗じ、これに同表の加える額の欄に掲げる額を加えて得た額の合算額

区分	病床の数	乗ずる額	加える額
一　その有する病床が主として一般病床等である病院のうち主として理学療法又は作業療法を行う病院（以下「リハビリテーション専門病院」という。）以外の病院及び当該病院の施設の全てが児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条に規定する児童福祉施設である病院以外の病院（以下「一般病院」という。）で次に掲げる条件を満たすもの イ　その有する病床が一五〇床未満であること。 ロ　当該病院から最寄りの一般病院までの移動距離が十五キロメートル以上となる位置に所在していること。	稼働病床の数	その有する病床数が一〇〇床未満である場合にあつては、一、三二二、〇〇〇円、一〇〇床以上である場合にあつては、一、五四九、〇〇〇円	その有する病床数が一〇〇床未満である場合にあつては、二三、七〇〇、〇〇〇円、一〇〇床以上である場合にあつては、〇円
二　この表中第一号に掲げる一般病院以外の一般病院で次に掲げる条件を満たすもの イ　その有する病床が一五〇床未満であること。 ロ　直近の国勢調査に基づく当該病院の半径五キロメートル以内の人口が三万人未満であること。	稼働病床の数	その有する病床数が一〇〇床未満である場合にあつては、八七五、〇〇〇円、一〇〇床以上である場合にあつては、一、〇三三、〇〇〇円	その有する病床数が一〇〇床未満である場合にあつては、一五、八〇〇、〇〇〇円、一〇〇床以上である場合にあつては、〇円